

公認心理師のカリキュラム等に関する基本的な考え方について（案）

平成28年10月4日整理

【基本的な考え方の趣旨】

今後、ワーキングチームにおいて検討するに当たって、現時点で暫定的に整理をしたものであり、ワーキングチームでの議論を踏まえ、検討会で見直しを行う。

1. カリキュラム等の検討に対する考え方について

- 公認心理師の資格を得たときの姿を踏まえた上で、カリキュラムを考えていくことが重要である（Outcome-based education；卒業時到達目標から、それを達成するようにカリキュラムを含む教育全体をデザイン、作成、文書化する教育法）。その考えの下で、公認心理師に求められる役割、知識及び技術について整理する。
- 公認心理師法第2条における公認心理師が業として行う行為（※）が、適切に実践できる能力を養成すること。

（※）公認心理師法第2条における公認心理師が業として行う行為

- ① 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。
- ② 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- ③ 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- ④ 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと。

2. 公認心理師に求められる役割、知識及び技術について

<活動する分野を問わず求められるもの>

- 国民の心の健康の保持増進に寄与する公認心理師としての職責を自覚すること。
- 守秘義務等の義務及び倫理を遵守すること。また、心理に関する支援が必要な者に対し支援を行う関係者の間で、当該支援に必要な情報共有を行うこと。
- 心理に関する支援が必要な者等との良好な人間関係を築くためのコミュニケーションを行うこと。また、対象者の心理に関する課題を理解し、本人や周囲に対して、有益なフィードバックを行うこと。そのために、さまざまな心理療法の理論と技法についてバランスよく学び、実施のための基本的な態度を身につけていること。

- 心理学、医学等の知識及び心理に関する技術を身につけ、さまざまな職種と協働しながら支援等を主体的に実践すること。
- 公認心理師の資格取得後も自ら研鑽を継続して積むことができること。
- 心理状態の観察・分析等の内容について、適切に記録ができること及び必要に応じて関係者に説明ができること。
- 地域社会の動向を踏まえ、公認心理師が社会から求められる役割を自覚して、業務を行うこと。
- 災害や事件・事故等緊急時にも公認心理師としての役割を果たすことができること。
- 身体疾患や精神疾患、又はその双方が疑われる者について、必要に応じて医師への紹介等の対応ができること。

＜特定の分野において求められるもの（例）＞

- 医療分野においては、心理検査や心理療法（集団療法、認知行動療法等を含む。）等、心理職の立場からの技術提供が求められる。また、職種間でのコミュニケーションのためにも一定程度の医学知識が必要である。
- 保健分野においては、乳幼児健診等の母子保健事業における母親や乳幼児への心理に関する援助、認知症が疑われる高齢者への支援等、幅広い技能が求められる。
- 教育分野においては、スクールカウンセラー等として、幼児児童生徒、保護者及び教職員に対する相談・援助等を行うことにより、不登校、いじめ、暴力行為などの問題行動等の未然防止、早期発見、事後対応、発達障害を含む障害のある児童生徒等に対する心理検査や支援、学校への助言等の必要な対応等を行うことが求められる。また、幼児児童生徒、保護者及び教職員に対して、心の健康に関する教育及び情報提供を行う。大学等に在籍する学生、保護者及び教職員についても、同様に必要な対応を行う。さらに、組織全体への助言も行う。
- 福祉分野のうち、児童福祉施設（障害児施設・保育所を含む。）等においては、子どもの発達に関する知識や各種心理検査等の技術をもって、子どもの状態、家族像、今の問題点等を包括的に理解・評価することが求められる。特に、児童相談所においては、子ども虐待問題に対する十分な理解と、ニーズのない当事者とも“子どもの安全”という視点を中心に、幅広く関係を構築する能力が求められる。また、障害者や認知症を有する高齢者等に対して、心理に関する支援を行うことが求められる。
- 司法・法務・警察分野においては、犯罪や非行をした者について、犯罪や非行に至る原因や心理の分析、再犯・再非行のリスク評価、矯正・更生のための指導・助言、処遇プログラムの提供等を行う。その際には、当事者が必ずしも援助を求めているという状況で信頼関係を築く必要がある。また、家庭内紛争など対立関係のある問題における当事者や

子どもへの中立的な立場での関与も必要である。面接や心理検査、認知行動療法等を中心に行う。さらに、当事者のみならず、当事者の身元引受人や更生に不可欠な関係者に対する助言・支援、犯罪被害者等に対する相談援助、犯罪や非行の防止に関する地域社会への情報提供等も行うことが求められる。

- 産業・労働分野においては、労働者に対する相談援助や研修等を行う。また、メンタルヘルス対策の活動を行うことで労働環境の改善や労働者のパフォーマンスの向上に役立てる。

3. カリキュラム等の検討に当たっての留意点

公認心理師のカリキュラム等の内容の検討に当たっては、以下のことに留意する。

- カリキュラムは、公認心理師としての業務を行うに当たり、適切な知識及び技能を身につけられる水準の内容とすること。また、国家試験は、その知識及び技能を確認するものであること。
- カリキュラム及び国家試験の内容については、公認心理師になろうとする者が主体的に学び経験を積めるような観点も踏まえること。
- カリキュラムは目標・方法・評価からなることを踏まえ、評価の方法についても検討すること。
- 守秘義務や職業倫理については十分な理解が必要であること。
- 保健医療の分野だけでなく、教育、福祉、司法・法務・警察、産業・労働等の分野にあっても、必要な際に保健機関や医療機関への連携が必要なことを踏まえ、一定程度の医学知識（精神医学を含む。）を備えておく必要があること。また、医学を学ぶ前提として身につけるべき基本的な知識の内容についても検討すること。
- 保健分野と医療分野では実施するサービス内容や持つべき視点が一部異なっていること。
- 公認心理師として活動する分野を問わず、他の分野と連携すべき機会があることから、保健医療、教育、福祉、司法・法務・警察、産業・労働等、公認心理師が活動すると想定される主な分野に係る関係法規や制度等が一定程度網羅される必要があること。特に、教育分野においては、学校等と密に連携した公認心理師の活動が想定されるため、単なる関係法規や制度等に加えて、学校教育に関する知識が一定程度必要であること。
- 実践から学ぶ心理学が重要であり、実践から学ぶことができるような心理学の知識を備える必要があること。また、公認心理師が業として行う行為の内容を踏まえると、実習にも力を注ぐべきであること。その際、大学院では、実習で学ぶことを形にするために必要となる理論もバランスよく学ぶ必要があること。
- 大学教育において、知識の習得だけでなく、問題解決を行う手法も加え

るべきであること。

- 附帯決議において、公認心理師法第7条第1号の大学卒業及び大学院課程修了者が受験資格の基本とされていることを踏まえ、まず大学、大学院のカリキュラムを検討の上、大学院課程修了者と同等以上の知識・経験を有することとなるよう、同条第2号の実務経験の内容を検討すること。
- 実習・演習の内容については、将来チームワークでの業務を求められる機会が多い現状も踏まえ、質量ともに充実したものとなるようにすること。併せて適切な指導体制についても検討すること。また、現在大学院内で行われている相談室でのケース担当実習等の内容も参考にすること。
- 大学卒業後の実務経験を行う施設における心理業務に関する適切な指導体制について検討すること。
- 支援を要する者に対して、心理に関する教育ができるような手法を身につけられるカリキュラムとすること。
- 受験資格の特例の検討に当たっては、既存の心理職に対し配慮すること。
- 国家試験の実施に当たっては、障害者差別解消法を踏まえた障害者への合理的配慮がなされるようにすること。
- 附帯決議を踏まえ、既存の心理専門職及びそれらの資格の関係者が培ってきた信用と実績を尊重し、心理に関する支援を要する者等に不安や混乱を生じさせないように配慮すること。
- 使用する用語の定義を明確にすること。